

公益社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会
有料職業紹介事業手数料規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会が「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(昭和46年法律第68号)第45条の規定に基づき届出により行う職業紹介事業について、紹介先事業所から徴収する手数料に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料の徴収)

第2条 手数料は、職業紹介事業の実施に要する諸経費等として徴収するものとする。

(手数料の額)

第3条 手数料の額は、紹介手数料の上限手数料の範囲内とする。

第4条 上限手数料とは、採用した者に支払う標準税引前賃金(契約期間が6ヶ月以上の労働契約の場合は6ヶ月の賃金、6ヶ月未満の労働契約の場合はその期間の賃金)の11パーセント(消費税込)を上限とする。

求人受付手数料及び求職者手数料は徴収しない。

(手数料の使途)

第5条 手数料は、職業紹介事業等を遂行するための経費に充てる。

(委任)

第6条 この規定に関して必要な事項は別途会長が定める。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月13日から施行し、令和元年10月1日から適用する。